

## 上手に使おう！ 中小企業税制

昨今、中小企業を支援する様々な税制上の措置が用意されています。中小企業庁発行のパンフレット「上手に使おう！中小企業税制」（平成19年度版）から主な税制を抜粋し、次に掲載いたしました。

### 財務基盤強化のために押さえておきたいツボ

Q 財務基盤強化のポイントは、何ですか？

A 財務基盤強化のポイントは、「自己資本を充実すること」と「その源泉となる利益を生み出すこと」です。「自己資本」とは、株主の払込み資本とその資本を使って稼いだ利益を源泉とする内部留保のことです。

Q 中小企業税制を上手に使うと、どのようなメリットがありますか？

A 会社の財務基盤が強化されます。中小企業税制を活用することにより、中小企業が苦労して生み出した利益に対する税負担を軽減することができます。そして、その分だけ自己資本が多く蓄積され、さらに将来の再投資に充てることができます。

### 中小同族会社に対する留保金課税の撤廃

Q 中小同族会社に対する留保金課税がなくなったって、本当ですか？

A 本当です。平成19年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金1億円以下の中小同族会社については、留保金課税が撤廃されました。ただし、資本金1億円を超える同族会社は従来通りです。

Q 資本金が1億円を超える企業でも留保金課税が停止されるのは、どのような場合ですか？

A 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく「経営革新計画」を作成し、都道府県知事等の承認を受けた中小企業者が、その計画に従って経営革新のための事業を実施している場合、その事業年度については、留保金課税が停止されます。

### 欠損金の繰越し・繰戻還付

Q 「欠損金の繰越し制度」って、何ですか？

A 欠損金が生じたとき、その欠損金額を一定の条件のもとに、以後の事業年度で生ずる所得から控除できる制度です。

この制度の要件

青色申告書を提出していること。

繰越しできる期間は、翌事業年度以後7年間。

欠損金の控除は、翌事業年度以後から順次行うこと。

Q 「欠損金の繰戻還付制度」って、何ですか？

A 欠損金が生じたとき、その欠損金を前事業年度の所得に繰戻して、既に納付済みの法人税額の還付を請求することができる制度です。

### 減価償却制度の抜本的見直し

Q 減価償却制度が大きく変わったって、本当ですか？

A 本当です。平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について、償却可能限度額及び残存価額を廃止し、耐用年数経過時点で1円まで償却できるようになりました。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した後、翌事業年度以後5年間で1円まで均等償却を行います。

## 中小企業投資促進税制と中小企業等基盤強化税制

Q 設備投資等を行った場合には、どのような優遇措置がありますか？

A 代表的なものに、「中小企業投資促進税制」と「中小企業等基盤強化税制」というものがあります。これらの税制はどちらかの選択適用で、中小企業者等が設備投資等を行った場合には、特別償却（30%）又は税制控除（7%）が認められます。

Q 誰でも使えるのですか？

A 青色申告書を提出する「中小企業者等」が適用対象です。

「中小企業者等」の範囲

次のいずれかに該当する法人・個人等をいいます。

法人 1．資本金が1億円以下の法人（但し、大規模法人の子会社は除かれます。）

2．資本金を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

個人 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

Q 「特別償却制度」と「税額控除制度」は、どのようなものですか？

A まず、特別償却と税額控除の各制度について説明します。

特別償却制度とは、「取得価額×30%」を、通常の減価償却費とは別枠で特別に償却することができる制度です。

税額控除制度とは、法人税額からさらに税額を控除することができる制度で、その分だけ納付する法人税額が少なくなります。

## 情報基盤強化税制

Q 一定の情報関連設備等の投資を行った場合、どのような優遇措置がありますか？

A 「情報基盤強化税制」があります。これは、青色申告書を提出する法人又は個人事業者等が、高度な情報セキュリティが確保された情報システムを導入した場合に、対象設備の基準取得価額に対する特別償却（50%）又は税額控除（10%）の選択適用が認められる制度です。

## 少額減価償却資産の特例

Q 少額減価償却資産を取得した場合、どのような優遇措置がありますか？

A 固定資産の場合は通常、法定耐用年数に応じて減価償却費として損金経理しますが、少額のものには取得時に、その取得価額の全額を損金算入（即時償却）することが認められています。

## 人材投資促進税制

Q 従業員の教育訓練を行った場合、どのような優遇措置がありますか？

A 「人材投資促進税制」があります。これは、教育訓練費の一定割合について、法人税額からの控除が認められる制度です。中小企業にとって、戦略的に人材育成に取り組むチャンスです。

Q 対象となる「教育訓練費」とは、どのようなものですか？

A この制度の対象となる教育訓練費は、使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用です。

## 事業承継に関する税制

Q 事業承継を円滑に行うための税制等には、どのようなものがありますか？

A 中小企業において、会社を維持・発展させていくためには、事業承継を円滑に行うことが重要です。そのためには、次のようなものがあります。

暦年課税制度：暦年毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度

相続時清算課税制度：将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択制により、贈与時

に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で清算する課税制度

Q 相続時清算課税制度には特例制度があるって、本当ですか？

A 本当です。次の2つの特例措置があります。

住宅取得等資金に係る特例：住宅の新築、取得又は増改築の資金贈与を受けた場合に認められる特例措置。

非上場の同族会社株式等に係る特例：非上場の同族会社株式等の贈与を受けた場合に認められる特例措置。

#### その他の税制

Q 交際費を支出した場合、中小企業者にはどのような特例がありますか？

A 交際費は原則として損金算入ができませんが、資本金が1億円以下の法人については、一定額の損金算入が認められています。

期末の資本金の額	損金算入限度額
1億円以下	年400万円までの支出額の90%まで

損金不算入となる交際費の範囲から、1人当たり5,000円以下の一定の飲食費が除外されます。